

令和元年12月13日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則1—45（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則1—45（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の運用について（平成18年3月31日職参一114）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年12月16日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1～5 （略）	1～5 （略）
6 特定の者に対する人事関係手続を人事・給与関係業務情報システムを使用して行う場合には、当該	6 特定の者に対する人事関係手続を人事・給与関係業務情報システムを使用して行う場合には、当該

<p>人事関係手続の当該者への到達については、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第3項又は第7条第3項</u>の規定の例に準じて取り扱うものとする。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>人事関係手続の当該者への到達については、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第3項又は第4条第3項</u>の規定の例に準じて取り扱うものとする。</p> <p>7～9 （略）</p>
--	--

以 上